

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	(固定資産税・都市計画税の賦課事務) 地方税に基づき、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産を所有している人に対して、土地、家屋、償却資産の価格を基に算定し、固定資産税・都市計画税の賦課を行う。 <土地>登記情報、農地転用許可申請等の情報を取得し、現況調査の上、必要な評価の見直しを図る。 <家屋>建築確認書、登記情報、取り壊し情報等を取得し、新築家屋については家屋評価調査を実施した上で、課税物件の更新、評価見直し等を図る。 <償却>償却資産申告書の発送、受理により課税物件の更新を図る。 土地・家屋・償却資産の価格を基に固定資産税・都市計画税を計算し、納税通知書及び課税明細書を通知する。また、減免申請等の受理及び決定を行う。 (税証明・公図等発行事務) <税証明発行>評価証明・公課証明・家屋課税証明・住宅用家屋証明等 <閲覧>公図、土地台帳、名寄帳兼課税台帳
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税情報ファイル、徴収・滞納整理関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原市役所 総務部 税務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 税務課 0531-23-3509
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年8月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		数人で確認を行うなど人為的ミスの発生リスクへの対応を行っている。 (申請書や届出書に記載された本人情報の電算システムへの入力)

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている
 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

- <選択肢>
 1) 特に力を入れている
 2) 十分である
 3) 課題が残されている

判断の根拠

担当業務で必要な情報のみ閲覧等が可能となるようシステム権限が制限されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	2015/11/11	2017/6/30	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム 5. 評価実施機関における担当部署	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3,	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3,	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	税務課長 富田 成	税務課長 永井守彦	事後	
平成29年6月30日	2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 永井守彦	税務課長 伊藤敏和	事後	
令和1年6月7日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム(eLTAXシステム)、総合収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム)	事後	
令和2年2月1日	I ーーー③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、総合収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム	固定資産税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム	事前	システム更新に係る再実施
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	8. 監査	自己点検の実施	自己点検、内部監査の実施	事後	
令和7年11月26日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法改正
令和7年11月26日	I-4②法令上の根拠	<情報の照会の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <情報提供の根拠> 固定資産税に係る情報については情報提供ネットワークによる情報提供は行わない	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法改正
令和7年11月26日	IV-8人手を介在させる作業IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	追加	事後	新様式移行に伴う追加
令和7年11月26日	IV-11優先度が高いと考えられる対策	項目なし	追加	事後	新様式移行に伴う追加